

第4章 音楽に見る贈与 —著作権の規範に関する一考察

田川 史朗
TAGAWA Shiro

1 はじめに

約30年にわたり聴取メディアの主流であったCDからPCやスマートフォンでの聴取への転換、そして合法・違法にアップロードされた動画が混在する動画共有サイトや定額聴き放題（サブスクリプション）サービスの台頭などにより、商業音楽はその聴取方法やビジネスモデルについての転機を迎えている。

音楽をはじめとする著作物は文化および産業の一分野として大きな存在感を放ってきた。例えばTPP（環太平洋パートナーシップ協定）には知的財産に関する条項があり、著作権保護期間の延長や非親告罪化に関する議論が展開された。また日本国内の2017年においても、日本の多くの音楽作品の著作権管理を手掛けているJASRAC（日本音楽著作権協会）と音楽教室の間で著作物使用料の徴収にまつわる対立が起き、ニュースとしてとりあげられた^①。こうした事例からも、著作権という権利があることの認識、およびその権利を尊重するという意識を定着させることが、推し進めるべき喫緊の課題として権利の所有者側から提示されていることは明らかだろう。

本稿の主旨から外れるため、ここではこれらの可視化されている問題について個別に掘り下げて考察すること、権利者の対応などの是非を問うことはしないが、多くの「音楽と著作権」に関する事例には共通している課題があると筆者は考える。それは「著作物の利用に関して、どのような法律を制定するか」および「制定した法律を守ってもらうために法規範をどのように生成するか」の二つである。

日本の著作権の歴史はまだ浅い。1899年の著作権法施行と「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」加入により国際的な水準に合わせた制度は設計されたものの、当初は日常生活のレベルで個々が著作権の存在を意識することのない「著作権法あれど著作権なし」（日本音楽著作権協会 2009）という状況だった。権利を尊重すべきものとして認識し法律を遵守してもらうための方策は、法律を制定しその違反に対する刑罰を科すことであり、それは現代にも続いている。

本稿は、その歴史を踏まえ、音楽文化の発展のために著作権に関するどのような規範を形成するかについて議論する前段階として、マルセル・モースの『贈与論』における議論を参照し、相互行為としての贈与に見る互酬性から、音楽を聴取することを通じて著作物に関する規範が形成されることの可能性を検討する。

モースの人類学における問いについて、渡辺公三は「個別社会の特殊性をくぐることで

到達されるべき一般性への通路をいかに拓くか」だとしている（渡辺 2011: 65）。モースの議論から現代の日本社会における音楽と著作権を取り巻く環境について考察することには意義があると筆者は考える。

本稿の構成は次の通りである。まず、日本の音楽と著作権が置かれている状況について端的に整理する。次に、『贈与論』の示唆するところをまとめる。最後に、『贈与論』で論じられた贈与が音楽と著作権（主として財産権的側面、および著作者人格権的側面）にどのように関連しうるのかについて考察する。なお、『贈与論』には複数の訳書が存在するが、本稿では引用に関しては有地亨訳（Mauss 1923-24=1962-2008）、内容の検討には有地訳に加えて森山工訳（Mauss 1923-24=2014-2017）を参照している。

2 日本の著作権を取り巻く現状と音楽の定義

2.1 日本の著作権法

日本の著作権法では、第一章の第一条（目的）に次のように書かれている。

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

この目的を達成するため、著作権には保護期間が定められている。日本においては著作者の死後 50 年とされてきたが、死後 70 年への延長が国内外から要求されている。文化の発展のためには保護期間を欧米諸国と統一して経済的な不平等を解消するとともに著作物の公正な利用で著作者に正当な報酬が行き渡ることが必要だとされているためである。本稿第 4 章で言及するが、前述の JASRAC や権利を所有する創作者からもこれらについての要求が出されている。

現況が「文化の発展」にとって望ましいものかと問われれば疑問はある。作品＝著作物を利用することに関して、利用者が著作者の要求に忠実であるかと問われれば、著作権について意識していない、あるいは意図的に無視しているような、第一章第一条における「公正な利用」から外れた利用が見られることは確かである。こちらも本稿第 4 章で言及するが、著作者人格権的な側面、財産権的な側面の両面で課題を抱えている。

しかし、新たな法律の制定や既存の法律の改正によって著作権保護を強化すること、あるいは厳罰化を進めることは、著作権に関する意識を高めるという目的において肯定的にのみ働くのだろうか。利用を委縮させること、本来合法である利用までも自粛してしまうことを引き起こすとすれば、先に挙げた「文化の発展に寄与」することとは相反すると筆者は考える。

著作物の「公正な利用」とは、という議論には結論が出ず、時代に合わせて変化し続け

ていくものと思われる。その変化に合わせて法改正を検討することも重要だが、並行して著作権についての規範をどのように形成し変化させていくのかを検討することも重要である。

2.2 本稿における音楽の定義

本稿における音楽は、田川史朗（2013）で示した「ポピュラー音楽」の定義に則る。これは東谷護（2010）、山田晴通（2003）を参考にした「現代の技術を前提とし、個人での複製や他者との共有が容易に可能である。CDのような有体物や音楽配信のような無体物で商品として金銭を介した関係性を生むこともあれば、ウェブサイトでのストリーミング再生のような形で作品や歌唱・演奏が金銭を介さずに聴取されることもある。コミュニケーションが付随することで、単なる消費のみならず『次の消費につながる消費』の可能性も含んでいる音楽」（田川 2013: 8）という定義である。

3 贈与論における議論

3.1 『贈与論』概要

まず、『贈与論』の章構成は次の通りである。

第一章 義務的贈答制と返礼の義務（ポリネシア）

- I 全体的給付 父方の財産と母方の財産（サモア島）
- II 贈られた物の霊（マオリ族）
- III 提供の義務と受容の義務
- IV 人にたいする贈与と神にたいする贈与
- V 覚え書 喜捨

第二章 この組織の発展 気前のよさ・名誉・貨幣

- I 惜しみなく与える規則（アンダマン諸島）
- II 贈物の交換の原則、契機および強度（メラネシア）
- III 名誉と信用（北西部アメリカ）
- IV 提供・受容・返礼の三つの義務
- V 交換の対象物にひそむ力
- VI 名誉の貨幣
- VII 最初の結論

第三章 古代の法および経済におけるこの原則の痕跡

- I 人の法と物の法（原古ローマ法）

- II 他のインド・ヨーロッパ系諸法
- III 古典ヒンズー法 贈与の理論
- IV ゲルマン法 担保と贈与
- V ケルト法
- VI 中国法

第四章 結論

- I 道德上の結論
- II 政治学上および経済学上の結論
- III 社会学上および倫理学上の結論

このうち本稿においては、北西部アメリカの部族やニュージーランドのマオリ族、ポリネシアなどの人々についての記述箇所を主な対象として贈与の特徴について整理する。モースは彼らの行動や関係性から贈与という行為について論じているが、重要な指摘として、「物々交換、現実売買、信用取引という経済発展の仮説は正しくない (Mauss 1923-24=1962-2008: 112)」と述べている。社会の発展の歴史についての一つの見方である「原始社会では物々交換制、更に進歩した社会では現実売買、更に高度な文明では信用取引が行われている」という言説はモースによって否定される。そして、原始社会、未開と見なされがちな社会においても、経済的取引が存在しないのではなく、近代および現代社会のそれとは異なる交換制度が存在している、という考察がなされている (Mauss 1923-24=1962-2008: 24)。この制度こそが贈与である。

贈与の特徴は、贈る側と贈られる側という一方的な関係ではない所にある。モースによると贈与には「贈る義務 (提供)、貰う義務 (受容)、返す義務 (返礼)」がある。この関係性にはつまり、互酬性があるということになる。

3.2 贈与の成り立ち－全体的給付組織

モースの議論の重要な概念のひとつが「全体的社会現象」および「全体的給付組織」である。全体的給付組織は、理論的には任意だが、実際には義務的な交換や契約のことである。そこで交換されるものは経済的に有用なものや財産的に価値のあるものだけでなく、「礼儀、饗宴、儀式、軍事的奉仕、婦女、子供、舞踏、祭礼および市」 (Mauss 1923-24=1962-2008: 27) などさまざまである。

この全体的給付組織のような現象が全体的社会現象と呼称される。これは宗教や法や道德、あるいは政治や家族や経済の諸制度が一举に給付にあらわれている現象を指している。モースはこれを 3.1 で言及した特定の文明領域に見出した。

全体的給付組織における交換は、贈り物に対する返礼の義務を意識する。物には生命が

あるとされ、贈与によって完全に奪われるわけではなく、贈与者の一部を構成するのである。モースによると、全体的給付には受けた贈り物に対するお返しの義務の他に、贈り物を与える義務と相手からの贈り物を受ける義務を前提とする (Mauss 1923-24 = 1962-2008: 48)。これが、3.1 で述べた三つの義務「提供」「需要」「返礼」である。

ここで重要なのは、任意的な形式でなされているが、実際には義務的である、という点である。一見すると自由で非打算的な給付は、実際には拘束的、打算的な性質を持つ。義務は、果たされなかった場合には闘争を引き起こしかねないものである。贈与は贈る側から受け取る側への一方通行の行為ではなく、相互行為なのである。

この全体的給付組織の形態を、モースは北西部アメリカの部族の「ポトラッチ」に見出している。ポトラッチは競争と敵対の原則を持ち、「競覇型⁽²⁾の全体的給付」とも称される (Mauss 1923-24 = 1962-2008: 28)。ポトラッチの本質的要素は 2 点挙げられている。一つは富によって授かる名誉や威信、および呪術的・宗教的・霊的力である「マナ」の要素であり、もう一つは贈り物の返礼をなすべき絶対的義務の要素、返礼しなければ権威そのものを失うという要素である (Mauss 1923-24 = 1962-2008: 35)。

また、これに関連して「タオンガ」「ハウ」という概念も示される。タオンガはマナの媒介物であり、マオリ族の法と宗教の中に人や氏族、土地と結合している (Mauss 1923-24 = 1962-2008: 40)。一方ハウは、物の霊、特に森の霊や森の獲物の霊を指し、これが交換された物に「つきまとう」というのがモースの見立てである。つまり、交換された物が交換をなした者から完全に引き離されることはないのである (Mauss 1923-24 = 1962-2008: 108)。ある特定の品物 (= タオンガ) を、対価を求めずに贈る時、代償として相手から贈られたタオンガは自分が送ったタオンガのハウということになる (Mauss 1923-24 = 1962-2008: 41-42)。贈られた物には生命があり、物理的に手を離れたとしても贈る側との関係性は切れない。そして贈られたり、交換されたりする物には義務が付随する。贈与にまつわる二者を、初めに贈る側 A と贈られる側 B とすると、タオンガ (およびハウ) は A に同等かそれ以上のお返しをしない限り B につきまとう。だが、B が A にお返しをすると、B は A に対して「権威と勢力を行使するようになる」 (Mauss 1923-24 = 1962-2008: 44)。

モースが論じているこの「贈与」と一般的な概念としての「交換」の差異について、『贈与論』の訳者の一人である森山工は次のように述べている。

「簡潔に言うなら、ある給付をめぐり、給付をした側が、その給付に対する対価 (反対給付) を法的に、正当に、要求できるか否かが、「贈与」と「交換」とを原理的に分ける指標であろう」 (Mauss 1923-24 = 2014-2017, 477)

贈与においては、結果的に実現しているにせよ、表立って反対給付が要求されることはない。また、実際に反対給付が要求されるかどうかも別問題である。一方交換には、贈る

側から贈られる側への要求が正当な権利として付随している。森山の挙げた例で言えば「商品を買った側は、その代金を要求する正当な権利をもつ。逆に代金を支払った側は、対応する商品を買った側を要求する正当な権利をもつ」ということである（Mauss 1923-24=2014-2017, 477）。

3.3 贈与の特性と音楽への援用に向けて

音楽と著作権について贈与論での議論を援用するのは、著作権の尊重という目的を果たす上で、法改正とその周知による個々人の意識の向上、規範の形成には限界があると考えているからである。音楽の場合—音楽以外に、電子書籍という選択肢が現れた書籍などの分野にも言えることだが—、単に既存の権利を尊重する規範が形成できればよい、という話ではなく、人々を往還する「もの」に元の法律の制定時には想定されていなかった形が現れた以上、これまでの有体物への対応とは異なる規範を形成することが求められると筆者は考える。それでは、どのような規範をどのように形成するのが望ましいのだろうか。

先に述べたように、贈与の特徴として、理論的には任意であるということ、表立っての反対給付の要求はない、ということがある。贈り物は贈る側の意志によってなされるのであって、返礼は表面上では期待したり要求したりされない。表立って要求されるかどうかにかかわらず義務があり、その遵守が求められるのなら結局同じことではないか、という反論もあろう。しかし、「交換＝相手に表立って要求すること」と「贈与＝相手に自ら義務を果たしてもらうこと」ははっきりと異なっている。将来的に「文化の発展」に貢献する行為に結び付けることを考えると、交換ではなく贈与の互酬性が見られるような関係性によって規範が形成されることが望ましいと筆者は考える。次章にて詳しく述べる。

4 音楽と著作権にまつわる贈与

4.1 音楽にまつわる「贈与」—著作者人格権的側面について

ここからは、本稿第1章で定義した「音楽」とその著作権の問題に、贈与がどのように援用されるのかを考察する。音楽に関する著作権は、二つの側面に大別される。一つは著作者人格権の側面で、もう一つは財産権の側面である。本稿では文化と産業の両面により強く関与すると考え、主として後者について検討するが、本節ではまず前者について贈与の援用を試みる。

著作権は複数の権利が束のように形成する権利である。著作者人格権は公表権、氏名表示権、同一性保持権などを含んでいる。まず音楽の送り手＝自らの創作を公表し、他者が利用できるようにする側を「贈る側」とする。贈与を当てはめると、まず贈る側には提供の義務がある。これは著作物を公表し、他者が触れられる状況を作ることである。過去の創作に触れ、影響を受けながら自らが新たな創作をすることが創作の基本である。音楽に限らず、例えば学術研究の分野でも、新たな研究は先行研究を踏まえて進められる。先行

研究が何らかの形で残されており、それにアクセス出来ることが必要である。

次に音楽の受け手＝聴取や二次創作を行う側を「贈られる側」とする。彼らには受容の義務がある。音楽は受け手に聴かれることで初めて意味を持つ。そして彼ら受け手には返礼の義務もある。著作物利用にあたっての著作者の尊重がこれにあたり、剽窃や許可のない改変などは認められない。このように、人から人へ音楽が伝えられる構図に贈与の理念を持ち込んで検討するという視点を本稿では提示する。

4.2 音楽にまつわる「贈与」―財産権的側面について

本節では著作権の財産権的側面を考える。こちらには複製権や公衆送信権、貸与権、二次的著作物の利用権などが含まれる。

モースは『贈与論』の中で著作権法に言及している。

「あらゆる人は速かにそれらの物が公産になるか、あるいは、富の一般的循環過程に入り込むことをのぞんだのである。しかしながら、芸術家やその直接の承継者の生存中に絵画、彫刻、芸術品の価格が増加するという蹉跌のために、一九二三年九月のフランス法は作品が逐次売買された場合に生ずる増加額にたいする追求権を芸術家およびその権利者に与えた。」(Mauss 1923-24=1962-2008: 229)

モースは著作権の財産権的側面のインセンティブのためにフランス著作権法の改正が行われたと論じている。また、別の箇所では社会における労働には相応の報償が必要とされることも述べている。

「みずからのためだけでなく、他人のために、誠実に果した労働によって終生公平に報いられるという確信を人に与えること以上に、労働させる方法はないということに気付かれている。生産者＝交換者は生産物あるいは労働時間以上のものを交換し、彼自身のあるもの、すなわち、彼の時間や生命を与えるとあらたに意識してきている――これは絶えず意識してきたのであるが、こんどは鋭敏に意識している。したがって、彼は、適度に、かような贈与にたいして報われることを望むのである。この報いの提供を拒絶することは、怠業を惹き起し、生産低下に導くことになる。」(Mauss 1923-24=1962-2008: 248)

芸術家たちは創作表現という労働の成果を提供するにあたり、返礼を要求した。彼らにはその権利があるが、著作権法によってその返礼は彼ら自身の死後も要求され続けることとなる。現代社会における国際的な喫緊の課題という意味でも、この側面を議論することは重要である。

財産権的な側面では金銭のやりとりがあり、音楽の送り手から受け手への贈り物に対して受け手から送り手への返礼が行われていると考えることが出来る。レコードや CD、配信される音源といった音楽著作物の購入を相互行為と考えると、購入すること＝音楽の受け手から音楽の送り手に対価を支払うことが提供の、報酬を受け取るのが受容の、音楽の送り手が音楽の受け手に著作物の利用を許すのが返礼の義務ということになる。こう見立てると、ここには互酬的な贈与の関係性が成立していると言えるのではないだろうか。なお、音楽に関する実際の場面を想定すると、提供と受容およびその返礼の義務の遂行は、時間軸的につながっているとは限らない。最初の提供と受容から時間が経過しての返礼もあり得る。提供した側が世を去った後も、権利保護期間が存続するからである。

次に、音楽聴取の現状に即して贈与を考える。2018 年 1 月現在、サブスクリプション・サービスと呼ばれる「定額聴き放題」の音楽聴取サービスが複数存在している。無料でも一定の楽曲の聴取が可能であり、定額料金を支払うと聴取可能な楽曲が増えるなどのさらに充実したサービスが利用できる。代表的なものにはスウェーデンで 2006 年に創業、日本では 2016 年にサービスを開始した Spotify、アップルが 2015 年に開始した Apple Music、LINE が同じく 2015 年より提供する LINE MUSIC などがある。またインターネット通販の大手事業者である Amazon も通販サービスの有料会員（Prime 会員）にサービスの一環として Amazon Prime Music を提供しており、その他のサービスとあわせて競争が展開されることが予想される。こうした動きを見ると、財産権的な側面においては、音楽著作物は「購入して自らの手元に所有して聴取する」かたちから、「利用料を支払ってアクセスする共有しての聴取」のかたちへと変化している。

その一方で、レコードや CD といったフィジカル、つまり有体物での所有も存在し続けている。レコードは一定数の消費者の間で価値の再評価が行われている^③。一方の CD は最盛期と比較して大きく生産量を落としている^④が、未だに一定数の流通はある。このことは有体物の「所有している感覚」を好む層がいることを示している。レコードや CD にはジャケットがあり、歌詞カードや、ライナーノーツ（アーティストや作品の解説）が付いている作品も多い。音楽の送り手はアートワークで個性を主張でき、解説などで作品の説明が出来る。音楽の受け手はこれらジャケットや歌詞カードやライナーノーツといった副次的なものも作品の一部として享受し、より深く楽しんだり、知識を増やしたり、購買意欲、所有欲をかきたてられるだろう。相互にとってメリットがあり、ここには贈与の互酬性が成立していると思えることが出来る。

しかし、現時点で既にアートワーク等も含めた「手に取れること」に魅力を感じてレコードや CD を購入している人たちはその消費行動を継続するかもしれないが、今後そうした人々が増えるかどうかは予測がつかない。また、特に CD に関しては、再生およびデータを取り込む（リップリングする）ための機器として利用されてきた PC から CD ドライブが失われる方向にあるなど、アーキテクチャの観点からも生産の拡大という方向性は考えに

くい。有体物による再生は、それを好む人があえて選ぶ聴取方法の一つとして存続する、というのが将来的な姿なのではないだろうか。

今後は、聴取方法としての有体物において起こり得た贈与と同じ相互行為を、形の無い音楽のやりとりに見出すことが出来るかが課題となってくる。「共有する」聴取に慣れ親しんでいる受け手の「所有する」聴取を習慣として持たない受け手たちがどのような規範を形成するのかが、今後の音楽文化を左右すると筆者は考える。そこで返礼の義務が表に出ていない贈与の理念を検討してはどうだろうか、という視点を提示することが本論の主旨である。

4.3 規範の生成に向けて－互酬性の検討

本稿は、法律による法規範の生成の重要性を認めつつも、購入や聴取といった著作物の消費による、音楽の送り手と受け手の相互行為から形成される規範にさらなる重要性を見出し、その生成について贈与の議論を援用して検討するものである。本節ではここまでの内容を受けて、音楽と著作権における規範の生成を考える上での留意点を整理し、次節で文化の発展を考えることにつなげる。

贈与の議論において、人は贈られたものに付随する義務を返そうとする。そこには、相手から送られたものと同等の価値を相手（場合によっては別の誰か）に返さなければならない、という互酬性の原理がある。しかし、互酬性について検討する上では盛山和夫(2011)の指摘を考慮する必要がある。盛山は、P. M. ブラウの交換理論や J. S. コールマンの規範生成論を例にとり、「いかにして規範が生じるか」という問いを探究する際の注意点を二つ指摘している。一つ目は「あらかじめ「何が規範か」が明確になっていなければならない。(盛山 2011: 114)」こと、そして二つ目は「規範の存在を前提には出来ない」ことである。以下に引用する。

「そもそも規範の発生論というのは、規範のないところから規範がいかにして発生するかという問いである。したがって、この問いへの答えにおいて、「すでに規範が存在すること」を前提にしてはいけな。暗黙のうちに規範の存在をあてにした答え方は論点先取になってしまう。(盛山 2011: 114)」

例えばブラウの理論における互酬性の原理は、あたかも元々存在していたかのように語られている。だが、これは規範的な原理であり、相互作用が行われたからといって自ずと生まれてくるものではない、というのが盛山の指摘である。

この指摘の通り、現況を鑑みるに、音楽における著作権の規範についても「自然と互酬性がはたらき、望ましい関係性が作られ、音楽の受け手から送り手に対する義務は果たされるのだから、コントロールの必要はない」とは考えにくい。例えば、スマートフォンで

の楽曲の聞き放題サービスにおいて、CD1枚の購入金額を下回る定額の月額料金に対して「高い」との声が寄せられたことがあった。中には有料であること自体を批判するものも見受けられた⁶⁾。

現行法を念頭に置いていないこうした「無料で聴きたい」「無料で聴けるべきだ」といった声は意図的に収集されたごく一部の声という見方もできよう。しかし、能動的な音楽の聴取が有体物（レコードやCD）を再生するという手段のみであった時代には存在しえなかった「音楽聴取にはお金を出不さい／出したくない」という規範が、個人の倫理という範疇を超えて存在していることも事実ではないか。利用に関するコントロールを（法律をはじめとして）検討するとともに、「聴取するための音楽を所有する」というモデルから転換し、「所有するための有体物を購入してもらう」以外の方法でマネタイズする必要に迫られているのが現状である。また、流通する音楽が多様化し、贈る側が求める返礼も一律ではなく、金銭よりも評価の声を求めるような著作物も存在しており、これらも考慮する余地がある。先にコントロールと表現したが、ここでは規制をかける、制約を増やす、自由を剥奪するという意味合いではなく、相互の要求する義務を明らかにし、自由を具体的に提示するものという意味合いである。

こうした現状においては、音楽を取り巻く既存の関係性に見いだせる互酬性がどのように生み出されているのかを分析し、その関係性をどのように作り出すかを考えることが求められる。尊重されるべき権利があること、その保護のための法律が存在していること、権利を侵害すれば罰則を受けること、これらは全て既に事実として存在している。ゆえに、その周知を図ること、遵守を求めることは、その目的に鑑みてごく正当な行為にも思われる。しかし一方で、与えられている課題が「公正な利用を実現し文化の発展に寄与するための規範を生じさせること」の場合、贈与の議論における「交換」によって達成しようとするものには疑問がある。これについては次節で述べる。

4.4 「文化の発展」とは

著作権保護に関する著作権者、作品の作り手、送り手側からの訴えの中で、筆者にとって強く印象に残っているのが2007年3月21日に朝日新聞朝刊紙上に掲載された意見広告「日本文化は、なぜブームで終わるのか」である。これは著作権保護期間について、欧米諸国が「著作者の死後70年間」にしているのに対し日本は「著作者の死後50年間」であること、そこから生じる国際的な不平等とその解消について理解と協力を求める内容である。JASRACが事務局を務める「著作権問題を考える創作者団体協議会」による広告で、主旨に賛同する各分野の団体の代表者からのコメントが計19人分掲載されている。

掲載されている中で、ここでは日本画家で当時の日本美術著作権連合理事長である福王子一彦のコメントに着目したい。以下に引用する。

「生命を懸けて創作した作品とその制作態度は時代を越えて人の心を癒し、掛け替えのないものです。昨年に安井曾太郎先生が、今年の高村光太郎先生が、来年は小林古径先生と川合玉堂先生が、09年に横山大観先生が著作権消滅になってしまいます⁽⁶⁾。保護期間延長を祈らずにはられません。」

公表されている創作物は保護期間に関係なく名誉を傷つけられたり権利を侵害した利用をされたりするリスクを負っている。加えて、保護期間が終了しパブリックドメインになることで商業的な価値を付与することも可能となる。法を無視した著作物の濫用に、創作者のモチベーションを失わせ、それを原因とした文化の衰退が起きるのではないか、という危惧を抱くのは、著作者や権利者の立場からは当然と言えよう。

しかし、保護期間を延長すること、保護の強度を高めることには「文化の発展への寄与」という観点からはリスクもあると筆者は考える。このコメントは具体的に著作者の名前を挙げて、特定の時代・国・文化において評価されている作品を守るための保護期間の延長（欧米諸国との統一）を求めているように読める。しかし、名作・大作と呼ばれるような作品を保護するという理由から保護期間を延長するならば、著作物にはどれだけ長期間の保護期間が必要なのか、いつそのこと未来永劫の保護が必要なのではないか、という見方も出来てしまう。もしも何らかの基準—例えば著作者の死後70年の保護期間—に沿った結果、パブリックドメイン化する＝どのように利用してもよい日が来たとして、それは長期間の保護が必要と判断されてきた作品の価値が失われることを意味するのだろうか。保護期間の終わった作品に対するリスペクトは薄れてしまうのだろうか。

国際的な著作物利用も頻発する時代に欧米諸国との保護期間の差を埋めたいというところにコメントの主旨があることは理解できる。しかし、それでは欧米諸国がさらなる保護期間の延長を行うたびに追従するのだろうか。ここには価値を保っている著作物の保護期間に合わせて（商業的な）価値を既に失っている作品までもが一律に保護されてしまうという死蔵の問題も付随してくる。

保護期間の延長や法改正からなる法規範により著作物の利用を萎縮することがあれば、それに端を発する文化の衰退の可能性もあるのではないだろうか。ちなみにここで言う「萎縮」とは、これまで違法だが見逃されてきた行為をやめるという意味ではない（それは正当な法規範の形成と言える）。そのまま行っても、あるいは手続きを踏めば法的に問題のない行為を思いとどまってしまう、過剰に自粛してしまうという意味である。

著作物の利用者たちが合法的な利用だけを選び取る社会になれば、文化の保護を掲げる人々にとっての一つの理想が実現するのかもしれない。だが、身近な方法でアクセスできる「合法か違法かはわからないが問題がなさそうな作品」もしくは「違法かもしれないが個人レベルで罪を問われることはなさそうに見える作品」だけが利用され、いかに利用者の目につくところに現れるか、贈る手段であるメディアと結びつくか、という競争に陥ら

ないだろうかという疑問もある。

著作権保護については、保護の一律の条件を強く保護したい作品に合わせるのではなく最も弱い所に設定し、個別に保護の強度を増していくことが望ましいと考える。その際、一律に保護できない以上、今までもこれからも存在する現実在即した法律の改正、ビジネスモデルの転換とあわせて、著作権法とバッティングしない、法の実行を妨げないかたちで規範が形成されることが求められると筆者は考える。権利侵害への防波堤としての法律、罰則の制定は必要であるが、個々への働きかけとして教育・啓発されるのが「法律はこうなっている、守らなければ罰がある」という既成事実だけでは規範形成においては片手落ちである。罰を与えて義務を遵守させる（法を守らせる）、罰があるから義務を遵守する（法を守る）、という姿勢ではなく、「なぜその返礼が必要なのか」を贈られた側が考えるというプロセスが必要ではないだろうか。

「時代を越えて人の心を癒し、掛け替えのないもの」だからこそ、著作物の受け手自身が、贈与における返礼について、表立って強制されるのではなく、無批判に受容するのではなく、自ら義務として認識し、肯定して贈り返すような関係性が作られることが重要ではないだろうか。それは単に法に従順な人間を育てようという話ではない。著作権を、ひいては著作者と著作物を尊重する規範の形成を目指すからこそ、著作権法に由来する法規範とあわせて、贈与に由来する規範を形成することの可能性の検討に意義があると筆者は考える。

5. おわりに

本稿では『贈与論』での議論より贈与の特性についてまとめ、それが音楽と著作権を取り巻く環境に関与する可能性について考察した。贈与と音楽、著作権を接続して論じることとはやや強引に思われるかもしれないが、贈与の成り立ちや特性を理解することは、社会規範の一部としての「文化」の領域とその発展を考える一助となる、と筆者は考える。それを端的に示しているのが渡辺公三の以下の文である。

「いかなる社会においても、それが社会である限り「秩序、平和、安全、自由といった集合的観念が」「社会の連続性と安定性と内的、意識的組織を可能に」している。それは言い換えれば、彼らには彼らの仕方での「幸福への意志」が社会の連続性と安定性の礎となっていることの確認ではないだろうか。しかし、異なる社会においては、それらは「神話や儀礼や慣習や日常動作」によって間接的な仕方では表現されている。調査者は、その間接的な表現に目を眩まされることなく、人間社会のリアリティーを見、聴きとらなければならない。」（渡辺 2011: 64）

なお、本稿では音楽の送り手・受け手という分別を用いたが、現実的には必ずしも二者

にはっきりと分かれるものではない。受け手が作品やそれにまつわる情報を共有する二次的な送り手となるなど、立場は往還する。それも踏まえて、規範形成の礎となる贈与の観念を具体的にどのようにして根付かせるのかという課題については、今後の研究の中で明らかにしたい。また、日本の現代社会においては、規範作成の妨げになりかねない要素として、音楽の受け手への義務の要求に対する否定的な反応に加えて、文化的な活動において金銭の話が表面化することへの否定的な反応も付随してくるのではないかと筆者は推測している。これについても稿を改めて論じたい。

注

(1) 「楽器教室における演奏等の管理開始について」

<http://www.jasrac.or.jp/news/17/0227.html> (2018年2月14日取得)

(2) 競覇型では、単に贈り物をやり取りするだけに限らず、それを破壊するなどの行為に至る場合がある。

(3) 「ソニーが29年ぶりレコード生産 「アナログ音」復活の兆し」

<https://www.nikkan-gendai.com/articles/view/life/209237> (2018年2月14日取得)

(4) 「生産実績 過去10年間 オーディオレコード CD合計」を参照すると、2017年の邦盤・洋盤を合わせた数量は2008年の約63%まで減少している。

http://www.riaj.or.jp/f/data/annual/ar_cd.html (2018年2月14日取得)

(5) 【悲報】定額音楽配信アプリ「LINE MUSIC」に難癖レビューが相次ぐ「課金しなくても聞けるようにして」<http://blogos.com/article/175851/> (2018年2月14日取得)

(6) 安井曾太郎は画家で1955年没。高村光太郎は詩人、彫刻家で1956年没。小林古径は画家で1957年没。川合玉堂は画家で1957年没。横山大観は画家で1958年没。

参考文献

- Mauss, Marcel, 1923-24, “Essai sur le don” *Forme et raison de l'échange dans les sociétés archaïques*, Année sociologique, N. S., tome 1, 1923-1924, 30-186(＝有地亨訳, 1962-2008, 『贈与論 新装版』勁草書房)
- , 1923-24, “Essai sur le don” *Forme et raison de l'échange dans les sociétés archaïques*, Année sociologique, N. S., tome 1, 1923-1924, 30-186(＝森山工訳, 2014-2017, 「贈与論——アルカイックな社会における交換の形態と理由」『贈与論 他二篇』岩波書店, 51-489)

- 日本音楽著作権協会, 2009, 『JASRAC70 年史 音楽文化の発展を願って』 出版文化社
- 盛山和夫, 2011, 『社会学とは何か——意味世界への探究』 ミネルヴァ書房
- 田川史朗, 2013, 「現代社会における音楽著作物の私有と共有」 千葉大学大学院人文社会科学研究科博士号取得論文
- 東谷護, 2010, 「ポピュラー音楽の文化——研究するための「はじめの一步」」 井上俊・長谷正人編, 『文化社会学入門 —テーマとツール—』 ミネルヴァ書房, 58-61
- 渡辺公三, 2011, 「モース人類学あるいは幸福への意志」 モース研究会『マルセル・モースの世界』 平凡社, 45-66
- 山田晴通, 2003, 「ポピュラー音楽の複雑性」 東谷護編著, 『ポピュラー音楽へのまなざし』 勁草書房, 3-26